

議案第188号

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

(さいたま市介護保険条例の一部改正)

第1条 さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (延滞金の特例) 第7条 [略] 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の 年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセ ントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措 置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項 に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセ ントの割合を加算した割合をいう。以下この項に おいて同じ。）が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延 滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を 加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に あつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセン トの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年7</u>	附 則 (延滞金の特例) 第7条 [略] 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の 年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセ ントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（ 昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定 により告示された割合に年1パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この項において同じ。 ）が年7.3パーセントの割合に満たない場合に は、その年（以下この項において「特例基準割合 適用年」という。）中においては、年14.6パ ーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用 年における特例基準割合に年7.3パーセントの 割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの 割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセン トの割合を加算した割合（当該加算した割合が年</u>

<p>． 3パーセントの割合) とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>7． 3パーセントの割合を超える場合には、年7． 3パーセントの割合) とする。</p> <p>3 [略]</p>
---------------------------------------	--

(さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さいたま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略] (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の年14． 6パーセントの割合及び年7． 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7． 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14． 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7． 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7． 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7． 3パーセントの割合を超える場合には、年7． 3パーセントの割合) とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略] (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の年14． 6パーセントの割合及び年7． 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7． 3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14． 6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7． 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7． 3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7． 3パーセントの割合を超える場合には、年7． 3パーセントの割合) とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(介護保険の保険料に係る延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市介護保険条例附則第7条第2項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（後期高齢者医療の保険料に係る延滞金に関する経過措置）

3 第2条の規定による改正後のさいたま市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。